

# 能代産業廃棄物処理センターについて

環境整備課

## 1 環境保全対策

平成10年12月に倒産した能代産業廃棄物処理センターについて、平成17年1月に「産廃特措法」に基づく環境保全対策に関する「実施計画」の環境大臣同意を得たことを踏まえ、法人に対して、処分場の維持管理及び遮水壁の構築等の措置命令を発出し、現在、国の財政支援を受けながら、行政代執行により環境保全対策を進めている。



## 2 新たな土地・建物の権利者が起こした訴訟の結果

場内のほぼ全域の土地や建物の所有権移転請求権仮登記の権利者となった東京都内の業者（原告）が、本登記手続を承諾するよう求めて、センター破産管財人等を相手取り訴訟を提起していた。原告は、処分場再開を言明する一方で、供用可能な最終処分場として第三者への売却を画策するなど、県の行政代執行実施への支障発生が懸念されていた。

この裁判の判決が5月12日にあり、破産管財人の管理に係るセンター名義の土地・建物については「本登記請求手続は、理由がない」として原告の請求が棄却された。原告は控訴せず、同月28日をもってこの判決が確定している。

## 3 今後の対応

県は、センター敷地についての様々な動きに注意を払いながら、引き続き、行政代執行に支障が生じない環境の確保に鋭意努めていく。